

令和7年度決算の概要

1. 貸借対照表について

「貸借対照表」は、当該年度末における学園の財政状態を示したものです。

「資産の部」は耐震工事補助金の増加等により前期末比 601 百万円増加、資産の部合計は 82,984 百万円となりました。

「負債の部」は約定返済による長期借入金の減少等により前年度比 369 百万円の減少、負債の部合計は 12,353 百万円となりました。

「純資産の部」は、基本金が前年度比 350 百万円増加、繰越収支差額が前年度比 620 百万円増加、純資産の部合計は前年度比 970 百万円増加、70,630 百万円となりました。

2. 事業活動収支計算書について

「事業活動収支計算書」は事業活動に係る経常的な収支（教育活動収支と教育活動外収支）及び臨時的な収支（特別収支）の均衡状態を明らかにすることにより、学園の当年度における経営状態を示したものです。

「教育活動収支」では、収入が前期比 486 百万円増加、支出は 362 百万円増加、教育活動収支差額は前期比 124 百万円増加し 497 百万円となりました。学納金等収入の増加の一方で耐震補強工事の支払修繕料、奨学費等の増加が要因としてあげられます。「教育活動外収支」では、収入が前期比 109 百万円減少、支出が 22 百万円増加し、前期比 132 百万円減少し教育活動外収支差額は▲119 百万円となりました。

その結果、経常収支差額は前期比 7 百万円減少の 378 百万円となりました。又、「特別収支」では耐震工事補助金の計上があり、特別収支差額は 591 百万円となりました。

3. 資金収支計算書について

「資金収支計算書」は、当年度の学園全ての資金の動きを示したものです。

資金収支の収入の部合計額（前年度繰越支払資金を除く）は前期決算額と比較して 2,064 百万円減少しました。学納金収入、補助金収入等は増加したものの、前年度、1,500 百万円借入していたことおよび不動産を売却していたことによるものです。また、支出の部合計額（翌年度繰越支払資金を除く）も 303 百万円減少しました。この要因は、施設関係支出の減少によるものです。その結果、翌年度繰越支払資金は、365 百万円増加しました。

4. 活動区分資金収支計算書について

「活動区分資金収支計算書」は、当年度の資金の動きを「教育活動」「施設整備等活動」「その他の活動」の3つの活動に分類し、活動区分ごとに資金の流れを示したものです。

「教育活動による資金収支」では、本業である教育活動での収支状況を見ることができ、当年度は1,980百万円の収入超過となりました。「施設設備活動による資金収支」では、耐震補強工事に伴う支出増により、934百万円の支出超過となりました。「その他の活動による資金収支」では、借入金の約定返済等により、680百万円の支出超過となりました。その結果、翌年度繰越支払資金は365百万円の増加となりました。

令和7年度

決 算 書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

- 1 貸借対照表
- 2 事業活動収支計算書
- 3 資金収支計算書
- 4 活動区分資金収支計算書
- 5 財産目録
- 6 監事監査報告書
- 7 独立監査人の監査報告書

学校法人 都築学園

貸借対照表

令和 8年 3月31日

(単位 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	73,686,682,597	74,126,768,061	△ 440,085,464
有形固定資産	65,544,241,999	65,618,158,876	△ 73,916,877
その他の固定資産	8,142,440,598	8,508,609,185	△ 366,168,587
流動資産	9,297,840,722	8,256,737,517	1,041,103,205
資産の部合計	82,984,523,319	82,383,505,578	601,017,741
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	8,038,167,089	8,592,786,587	△ 554,619,498
流動負債	4,315,741,007	4,130,684,080	185,056,927
負債の部合計	12,353,908,096	12,723,470,667	△ 369,562,571
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	102,655,354,315	102,305,160,621	350,193,694
第1号基本金	101,952,354,315	101,602,160,621	350,193,694
第4号基本金	703,000,000	703,000,000	0
繰越収支差額	△ 32,024,739,092	△ 32,645,125,710	620,386,618
翌年度繰越収支差額	△ 32,024,739,092	△ 32,645,125,710	620,386,618
純資産の部合計	70,630,615,223	69,660,034,911	970,580,312
負債及び純資産の部合計	82,984,523,319	82,383,505,578	601,017,741

事業活動収支計算書

令和 7年 4月 1日 から
令和 8年 3月31日 まで

(単位 円)

科 目		予 算	決 算	差 異		
教育活動収入の部	学生生徒等納付金	8,422,150,000	8,487,746,219	△ 65,596,219		
	手数料	154,749,000	158,551,280	△ 3,802,280		
	寄付金	53,438,000	83,780,393	△ 30,342,393		
	経常費等補助金	1,591,310,000	1,587,080,234	4,229,766		
	付随事業収入	566,248,000	560,751,878	5,496,122		
	雑収入	101,432,000	134,888,918	△ 33,456,918		
	教育活動収入計	10,889,327,000	11,012,798,922	△ 123,471,922		
	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異	
人件費	5,120,236,000	5,092,803,006	27,432,994			
教育研究経費	4,122,822,000	4,010,681,252	112,140,748			
管理経費	1,259,489,000	1,367,410,292	△ 107,921,292			
徴収不能額等	53,367,000	43,936,047	9,430,953			
教育活動支出計	10,555,914,000	10,514,830,597	41,083,403			
教育活動収支差額		333,413,000	497,968,325	△ 164,555,325		
教育活動外収入の部	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異	
	受取利息・配当金	12,434,000	17,229,177	△ 4,795,177		
	その他の教育活動外収入	160,000,000	36,562,162	123,437,838		
	教育活動外収入計	172,434,000	53,791,339	118,642,661		
	教育活動外支出の部	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		借入金等利息	158,475,000	155,472,549	3,002,451	
		その他の教育活動外支出	19,000,000	17,381,557	1,618,443	
		教育活動外支出計	177,475,000	172,854,106	4,620,894	
教育活動外収支差額		△ 5,041,000	△ 119,062,767	114,021,767		
経常収支差額		328,372,000	378,905,558	△ 50,533,558		
特別収支	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異	
	資産売却差額	0	219,999	△ 219,999		
	その他の特別収入	5,000,000	600,047,047	△ 595,047,047		
	特別収入計	5,000,000	600,267,046	△ 595,267,046		
	事業活動支出の部	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		資産処分差額	0	4,095,737	△ 4,095,737	
		その他の特別支出	0	4,496,555	△ 4,496,555	
		特別支出計	0	8,592,292	△ 8,592,292	
	特別収支差額		5,000,000	591,674,754	△ 586,674,754	
	〔予備費〕		(0)		100,000,000	
基本金組入前当年度収支差額		233,372,000	970,580,312	△ 737,208,312		
基本金組入額合計		0	△ 371,930,783	371,930,783		
当年度収支差額		233,372,000	598,649,529	△ 365,277,529		
前年度繰越収支差額		△ 32,645,125,710	△ 32,645,125,710	0		
基本金取崩額		0	21,737,089	△ 21,737,089		
翌年度繰越収支差額		△ 32,411,753,710	△ 32,024,739,092	△ 387,014,618		
(参考)						
事業活動収入計		11,066,761,000	11,666,857,307	△ 600,096,307		
事業活動支出計		10,833,389,000	10,696,276,995	137,112,005		

資金収支計算書

令和 7年 4月 1日 から

令和 8年 3月31日 まで

(単位 円)

収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入	8,422,150,000	8,487,746,219	△ 65,596,219
手数料収入	154,749,000	158,551,280	△ 3,802,280
寄付金収入	53,353,000	83,126,130	△ 29,773,130
補助金収入	1,596,310,000	2,170,300,234	△ 573,990,234
資産売却収入	0	220,000	△ 220,000
付随事業・収益事業収入	726,248,000	597,314,040	128,933,960
受取利息・配当金収入	12,434,000	17,229,177	△ 4,795,177
雑収入	95,855,000	175,755,914	△ 79,900,914
借入金等収入	0	0	0
前受金収入	1,301,800,000	1,317,137,927	△ 15,337,927
その他の収入	233,700,000	189,758,817	43,941,183
資金収入調整勘定	△ 1,565,300,000	△ 2,105,850,352	540,550,352
前年度繰越支払資金	8,040,893,071	8,040,893,071	
収入の部合計	19,072,192,071	19,132,182,457	△ 59,990,386
支出の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
人件費支出	4,882,167,000	5,078,537,638	△ 196,370,638
教育研究経費支出	3,223,913,000	2,885,033,588	338,879,412
管理経費支出	1,078,308,000	1,164,919,310	△ 86,611,310
借入金等利息支出	158,475,000	155,472,549	3,002,451
借入金等返済支出	621,000,000	656,382,000	△ 35,382,000
施設関係支出	1,739,083,000	788,638,163	950,444,837
設備関係支出	480,454,000	213,440,699	267,013,301
資産運用支出	0	0	0
その他の支出	389,400,000	472,652,764	△ 83,252,764
[予備費]	(0) 100,000,000		100,000,000
資金支出調整勘定	△ 512,100,000	△ 689,783,219	177,683,219
翌年度繰越支払資金	6,911,492,071	8,406,888,965	△ 1,495,396,894
支出の部合計	19,072,192,071	19,132,182,457	△ 59,990,386

活動区分資金収支計算書

令和 7年 4月 1日 から
令和 8年 3月 31日 まで

(単位 円)

		科 目	金額
教育活動による資金収支	収入	学生生徒等納付金収入	8,487,746,219
		手数料収入	158,551,280
		特別寄付金収入	51,860,130
		一般寄付金収入	31,165,000
		他団体助成金収入	101,000
		経常費等補助金収入	1,587,080,234
		付随事業収入	560,751,878
		雑収入	175,555,829
		教育活動資金収入計	11,052,811,570
	支出	人件費支出	5,078,537,638
		教育研究経費支出	2,885,033,588
		管理経費支出	1,158,222,755
		教育活動資金支出計	9,121,793,981
		差引	1,931,017,589
		調整勘定等	49,900,603
	教育活動資金収支差額	1,980,918,192	
施設整備等活動による資金収支	収入	施設設備補助金収入	583,220,000
		施設設備売却収入	220,000
		施設整備等活動資金収入計	583,440,000
	支出	施設関係支出	788,638,163
		設備関係支出	213,440,699
		施設整備等活動資金支出計	1,002,078,862
		差引	△ 418,638,862
		調整勘定等	△ 516,161,450
	施設整備等活動資金収支差額	△ 934,800,312	
	小計 (教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額)	1,046,117,880	
その他の活動による資金収支	収入	預り金収入	74,462,093
		敷金・保証金回収収入	20,000
		貸与奨学金回収収入	10,139,100
		仮払金収入	144,112
		貯蔵品収入	25,416
		販売用品収入	202,544
		小計	84,993,265
		受取利息・配当金収入	17,229,177
		収益事業収入	36,562,162
		過年度修正収入	200,085
		その他の活動資金収入計	138,984,689
	支出	借入金等返済支出	656,382,000
		預け金支出	31,420
		小計	656,413,420
		借入金等利息支出	155,472,549
		シンジケートローン手数料支出	2,200,000
		過年度修正支出	4,496,555
		その他の活動資金支出計	818,582,524
差引	△ 679,597,835		
	調整勘定等	△ 524,151	
	その他の活動資金収支差額	△ 680,121,986	
	支払資金の増減額 (小計+その他の活動資金収支差額)	365,995,894	
	前年度繰越支払資金	8,040,893,071	
	翌年度繰越支払資金	8,406,888,965	

財 産 目 録

令和8年3月31日

I 資産総額		82,349,302,598円
内 基本財産		61,095,869,518円
運用財産		14,959,976,289円
収益事業会計資産		6,293,456,791円
II 負債総額		11,276,282,948円
III 正味財産		71,073,019,650円

項 目	年 度 末	
一 資産額		
(一)基本財産		
1 土地	502,393.54㎡	40,240,142,804円
2 建物	204,072.35㎡	16,499,176,374円
3 構築物	940件	246,806,380円
4 図書	299,189冊	1,815,304,640円
5 教具・校具及び備品	58,675点	1,157,346,338円
6 その他		1,137,092,982円
(二)運用財産		
1 預金・現金		8,406,888,965円
2 その他		6,553,087,324円
(三)収益事業会計資産		
1 事業用敷地	3,395.76㎡	5,588,850,919円
2 その他		704,605,872円
資産総額		82,349,302,598円
二 負債額		
(一)固定負債		
1 長期借入金		6,751,226,000円
2 長期未払金		121,038,830円
3 その他		1,165,902,259円
(二)流動負債		
1 短期借入金		656,382,000円
2 前受金		1,397,028,247円
3 その他		1,180,408,713円
(三)収益事業会計負債		
1 前受金		687,270円
2 その他		3,609,629円
負債総額		11,276,282,948円

令和 8 年 6 月 15 日

学校法人 都築学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 都築学園

監事 藤本 和敏

監事 吉田 哲也

監 査 報 告 書

私たち監事は、私立学校法第 52 条第 1 号及び寄附行為第 28 条第 1 項に基づき、令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の、学校法人都築学園（以下、「学園」といいます。）の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査いたしました。その方法及び結果について、寄附行為第 28 条第 2 項に基づき、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

- (1) 理事及び職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会及び評議員会その他重要な会議に出席し、理事及び職員から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類、学内諸規定、議事録等を閲覧し、学園の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を調査しました。
- (2) 私立学校法第 36 条第 3 項第 5 号の体制（以下、「内部統制システム」といいます。）の整備に関する理事会の決議の内容、内部統制システムの整備・運用の状況を調査し、理事及び職員から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (3) 会計監査人から、その独立性に関する事項、会計監査に関する法令及び学内諸規程の遵守に関する事項、会計監査に係る契約に関する事項、会計監査人の職務の遂行が適正に行われるための体制に関する事項のほか、会計監査人の職務の執行の状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

2 監査の結果

(1) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

ア 会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

イ 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制は、相当であると認めます。

ウ 重要な後発事象として記載すべき事項はありません。

(2) 事業報告書及び附属明細書の監査結果

ア 事業報告書及び附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、学園の状況を正しく示しているものと認めます。

イ 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

ウ 内部統制システムの整備についての理事会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムの整備・運用の状況について、指摘すべき事項は認められません。

以上

独立監査人の監査報告書

令和8年6月3日

学校法人都築学園
理事会 御中

中西裕二公認会計士事務所

福岡県福岡市

公認会計士 中西裕二

<計算関係書類監査>

計算関係書類に対する監査意見

私は、私立学校法第104条第2項に基づき、学校法人都築学園の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の計算関係書類（計算書類、すなわち貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、重要な会計方針、その他の注記及びその附属明細書並びに収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書をいう。以下同じ。）について監査を行った。

私は、上記の計算関係書類が我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び収支の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

計算関係書類に対する監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。

監査の基準における私の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算関係書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には、当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続法人を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算関係書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算関係書類の注記事項が適切で

ない場合は、計算関係書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算関係書類の表示、構成及び内容、並びに計算関係書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

私は、私立学校法第 86 条第 1 項及び私立学校法施行規則第 24 条に基づき、学校法人都築学園の令和 8 年 3 月 31 日現在の令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の財産目録（貸借対照表及び収益事業に係る貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。）について監査を行った。

私は、上記の財産目録が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しており、貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠するとともに、貸借対照表と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しており、貸借対照表と整合しているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上